

小美玉市告示第 2 4 2 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条第 1 項の規定により、
次のように農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めたので、同条第
6 項の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 2 5 日

小美玉市長 島田 幸三

農業経営基盤の強化の促進に関する 基 本 的 な 構 想

令和8年9月（策定）
小 美 玉 市

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 小美玉市の現状と方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 効率的かつ安定的な農業経営の目標・・・・・・・・・・ 1
- 3 新たに農業を営もうとする青年等の目標・・・・・・・・ 1
- 4 目標を達成するための方向性・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する

営農の類型ごとの効率的かつ安定的な営農経営の指標・・・・・・・・・・ 2

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する

営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業

経営の指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

- 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方・・・・・・・・・・ 1 1
- 2 就農等希望者の受入れから定着に向けたサポートの考え方及び取り組み・・・・ 1 1
- 3 関係機関での役割分担、連携、情報共有・・・・・・・・・・ 1 1

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する

目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する
目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・・・ 1 2

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

- 1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の
区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項・・・・・・・・ 1 3
- 2 農地中間管理機構の特例事業の実施の促進に関する事項・・・・・・・・・・ 1 3
- 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準・ 1 4
その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う
農作業の実施の促進に関する事項・・・・・・・・・・・・ 1 6
- 5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項・・・・・・・・ 1 6

第7 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標（法第6条第2項第1号）

1 小美玉市の現状と方針

（1）小美玉市の地勢

小美玉市は、茨城県のほぼ中央部に位置し、地表は概ね関東ローム層に覆われ、起伏も少なくほぼ平坦な地形となっている。また、南部は霞ヶ浦に接している。緑が多く温暖な気候で、災害の少ない肥沃な土地であることから、主要な産業として農業が定着している。

（2）小美玉市の現状

本市の令和6年農業産出額（推計）は472.6億円で茨城県内第2位を誇る。

農業経営体数は、1,090経営体（令和3年）で5年前に比べて262経営体（19.4%）減少している一方、法人経営体は、56経営体（2025年）で5年前に比べて13経営体（30.2%）増加している。

農業経営体の経営耕地面積は、3,214ha（2025年）で5年前に比べて64ha（2%）減少している一方、1経営体当たりの経営耕地は、302a（2025年）で5年前に比べて54a（21.8%）増加している。

（3）小美玉市の方針

本市は、農業の将来の在り方や農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として、農業を担う者ごとに利用する農地等を明確にした農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、令和7年3月に農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）が策定されていることから、地域農業者の合意の下、地域計画に基づき、県、農地中間管理機構、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関と連携を図りながら、対象となる担い手への農地の集積・集約化を推進する。

2 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（1個別経営体当たり主たる農業従事者1人当たり480万円／年程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間／年程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

3 新たに農業を営もうとする青年等の目標

本市における青年（44歳未満）の新規就農者は、平均して5人程度（雇用就農除く）となっている状況を踏まえ、年間5人の当該青年の確保を目標とし、若く夢をもった青年を一人でも多く確保するため、就農から定着までのきめ細かな支援を関係機関と一丸となって進める。

また、新たに農業を営もうとする青年が経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標水準は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準を勘案し、年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり250万円／年程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間／年程度）

の水準を実現できるものとする。

なお、農業又は農業に関連する事業に3年以上（年間150日以上、1,500時間）従事し、経営管理や知識・技術が十分に備わり、かつ、地域で担い手が不足している作目で新たに農業を営もうとする青年等以外の経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標水準は、新たに農業を営もうとする青年が経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標水準と同様とする。

4 目標を達成するための方向性

(1) 担い手の確保・育成

農業に関する相談を一元的に受け付けるワンストップ窓口を設置し、就農希望者や後継者等に対して農地・技術・資金・雇用に関する支援を総合的に提供することや、地域おこし協力隊制度を活用するなど、多様な担い手の確保・育成を図り、持続可能な地域農業の実現を目指す。

また、今後、地域で中心となる担い手を「地域計画」で明確に位置付けるとともに、就農希望者が研修できる農業者の育成に努める。

(2) 経営の効率化、規模拡大に向けた取組の推進

農地中間管理事業を周知徹底し、農地の流動化促進等により生産の基盤である優良農地を確保するとともに、借り手受け手の意向把握を行いながら、集積・集約化を進める。

(3) 小美玉市農産物等ブランド「小美玉のめぐみ」の取組の推進

小美玉市農産物等ブランド化推進委員や関係機関と連携し、小美玉市農産物等ブランド「小美玉のめぐみ」の認知度向上や認定製品の販路拡大を図り、特色ある農畜産物を生産する農業者の所得向上を目指す。

(4) スマート農業の推進

ICTやロボット技術、AI等の先端技術を活用したスマート農業の導入を推進し、省力化・効率化による生産性向上と農業経営の安定化を図るとともに、持続可能な地域農業を支える人材の育成を推進する。

(5) 都市と農村の交流

平成7年に開園した「小美玉市美野里シビック・ガーデン」を、農業者の拠点として再整備するとともに、都市と農村の交流が図られるよう推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な営農経営の指標（法第6条第2項第2号）

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

個別経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1 普通作 (水稲＋飼料用米)	<経営面積> 水田 2,500a (借地 800a) <作付面積> 水稲 1,500a 飼料米 1,000a <農業労働力> 基幹的従事者 1 人 補助的従事者 1 人 臨時雇用 0.3 人	<経営の特徴> ・農地の集約、借地による大規模普通作経営 <主な資本装備> トラクター 1 台 田植機 1 台 自脱型コンバイン 1 台 乗用管理機 1 台 乾燥機 2 基 フォークリフト 1 台 トラック 1 台 軽トラ 1 台 <土地利用、技術等> 農地中間管理事業による農地集積を図る	作業分散を考慮した品種別作付計画を作成する	雇用条件を整備し、常時雇用導入を図る
2 普通作 (水稲＋そば＋作業受託)	<経営面積> 水田 2,300a (借地 1,300a) <作付面積> 水稲 1,000a そば 1,300a 作業受託 水稲 500a (基幹 3 作業) そば 1,000a (播種) <農業労働力> 基幹的従事者 1 人 補助的従事者 1 人	<経営の特徴> ・集落内の農家から農地を借受又は転作受託を受け管理、機械作業を委託された担い手農家による経営 <主な資本装備> トラクター 2 台 田植機 1 台 自脱型コンバイン 1 台 普通型コンバイン 1 台 乾燥機 2 基 フォークリフト 1 台 トラック 1 台 軽トラ 1 台 ドリルシーダ 1 台 <土地利用、技術等> 農地中間管理事業による農地集積を図る	作業分散を考慮した品種別作付計画を作成する 機械・施設の計画的な整備を行う	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する
3 施設野菜 (メロン＋トマト)	<経営面積> パイプハウス 125a <作付面積> 半促成メロン 100a ミニトマト 25a	<経営の特徴> ・半促成メロンとミニトマトの年 2 作経営 <主な資本装備> パイプハウス 125a (育苗ハウス含む) トラクター 1 台 軽トラ 1 台	保温資材や高温時の遮光資材を利用し、適正な温度管理を行う。	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する

	<農業労働力> 基幹的従事者 1 人 補助的従事者 1 人 臨時雇用 0.5 人	動噴 1 台 メロン洗浄機 1 台 土壌消毒機 1 台 マニアスプレダー 1 台 ライムソー 1 台 作業舎 1 棟		
4 施設 野菜 (にら)	<経営面積> 普通畑 80a (施設 80a) <作付面積> にら 80a <農業労働力> 基幹的従事者 1 人 補助的従事者 2 人 臨時雇用 1.5 人	<経営の特徴> ・にら周年栽培を行う専作 経営 <主な資本装備> トラクター 1 台 ローダー 1 台 パイプハウス 10 棟 フォークリフト 1 台 軽トラ 2 台 <土地利用、技術等> ・秋冬にらと夏にらの組み 合わせ	綿密な作業計画を 作成し、作業分担の 明確にする。	雇用条件を整備 し、臨時雇用労働 力を確保する
5 施設 野菜 (イチゴ)	<経営面積> 水田 30a (施設 30a) <作付面積> イチゴ 30a <農業労働力> 基幹的従事者 1 人 補助的従事者 2 人 臨時雇用 1 人	<経営の特徴> ・イチゴの専作経営 <主な資本装備> トラクター 1 台 パイプハウス 30a 動噴 1 台 ウォーターカーテン 1 式 育苗ハウス 1 棟 環境測定装置 1 台 炭酸ガス発生装置 予冷库 1 機 軽トラック 1 台 <土地利用、技術等> イチゴ栽培に適した水 質であるかを確認する	環境測定機器の導 入により、増収を図 る	雇用条件を整備 し、臨時雇用労働 力を確保する

6 施設 野菜 (葉物)	<経営面積> 畑 80a (施設 80a) <作付面積> 小松菜 40a ホウレンソウ 40a <農業労働力> 基幹的従事者 1 人 補助的従事者 3 人	<経営の特徴> ・雇用を活用した葉物の専 作経営 <主な資本装備> パイプハウス 80a 予冷库 1 機 動力噴霧器 1 台 トラクター24ps 1 台 包装機械 1 台 は種機 1 機 トラック 1 台 <土地利用、技術等> ・太陽熱土壌消毒を実施し 土壌病害を防ぐ	農機具、施設の耐用 年数以上の使用に よる減価償却費削 減 綿密な作業計画づ くりによる作業分 担の明確化	雇用条件を整備 し、臨時雇用労働 力を確保する
7 露地 野菜 (カンシ ョ+だい こん)	<経営面積> 普通畑 500a (借入地 100a) <作付面積> 普通堀かんしょ 400a 春だいこん 100a 秋だいこん 100a <農業労働力> 基幹的従事者 1 人 補助的従事者 2 人 その他 臨時雇用 0.5 人	<経営の特徴> ・カンショ+秋だいこんに 収益高い春だいこんの組 み合わせ <主な資本装備> トラクター 1 台 マルチ張機 1 台 洗浄機 1 台 フォークリフト 1 台 軽トラ 1 台 作業舎 1 棟 <土地利用、技術等> ・作付体系	貯蔵カンショの導 入により、単価向上 を図る	雇用条件を整備 し、臨時雇用労働 力を確保する
8 露地 野菜 (レンコ ン)	<経営面積> 水田 250a (施設 15a) <作付面積> 蓮根(ハウス) 15a 蓮根(露地) 200a 蓮根(床立ち) 35a <農業労働力> 基幹的従事者 1 人 補助的従事者 2 人	<経営の特徴> ・ハウス栽培を取り入れた 周年出荷体制を有するレ ンコンの専作経営 <主な資本装備> トラクター 1 台 水圧式掘取機 1 台 動噴 1 台 管理機 1 台 耐候性ハウス 15a 予冷库 1 機 軽トラック 1 台 <土地利用、技術等> ・健全な種バスを植え付け る	・環境にやさしいレ ンコン生産のため、 減窒素栽培や農薬 散布回数の削減を 図る	雇用条件を整備 し、臨時雇用者の 確保や、集出荷施 設の利用による 労働時間の削減 を図る

9 果樹 (ナシ)	<経営面積> 樹園地 150a <作付面積> 幸水 60a 豊水 60a あきづき 30a <農業労働力> 基幹的従事者 1 人 補助的従事者 1 人 臨時雇用 0.5 人	<経営の特徴> ・露地ナシ専作経営 <主な資本装備> スピードスプレアー 1 台 ブロードキャスター 1 台 トラクター 1 台 草刈機 1 台 運搬車 1 台 多目的防災網 1 式 作業舎 1 棟 <土地利用、技術等> ・ジョイント仕立てを行い、 省力化を図る	新・改植を推進する 早生から晩生品種 等でバランスよく 構成し労力の分散 を図るとともに、気 象災害のリスクの 低減を図る	雇用条件を整備 し、臨時雇用労働 力を確保する
10 施設 花き (鉢物)	<経営面積> ガラスハウス 硬質ハウス 合計 25a <作付面積> シクラメン 15,000 鉢 ポットカーネーション 24,000C/S <農業労働力> 基幹的従事者 1 人 補助的従事者 2 人 臨時雇用 0.8 人	<経営の特徴> ・施設の効率的な利用を図 った鉢物経営 <主な資本装備> ガラスハウス 1,250 m² 硬質ハウス 1,250 m² 土壌消毒機 1 機 <土地利用、技術等> ・温室の 2 重カーテン化な ど省エネ対策	市場ニーズに対応 した高品質鉢物の 生産 綿密な作業計画づ くりによる作業分 担の明確化	雇用条件を整備 し、臨時雇用労働 力を確保する
11 施設 花き (カーネー ション)	<経営面積> 鉄骨ハウス 50a <作付面積> カーネーション 50a <農業労働力> 基幹的従事者 1 人 補助的従事者 2 人	<経営の特徴> ・切花カーネーションの周 年栽培による花き専作経 営 <主な資本装備> 鉄骨ハウス 40a トラクター 1 台 冷蔵庫 1 台 動噴 1 台 選別機 1 台 トラック 1 台 育苗ハウス 1 棟 作業舎 1 棟 <土地利用、技術等> ・土作りと連作障害回避に より、高品質な切花生産 を行う	消費者ニーズやフ ァッション性に対 応した品種を導入 する 花保ちを重視した 市場流通戦略によ り安定生産を図る 作業計画表を作成 して、効率的な作業 を行う	雇用条件を整備 し、臨時雇用労働 力を確保する

12 養豚	<飼養規模> 種雌豚 65 頭 種雄豚 3 頭 子豚 220 頭 肉豚 415 頭 販売肉豚 1,245 頭 <農業労働力> 基幹的従事者 2 人	<経営の特徴> ・高い生産効率を保つため、飼養規模は家族労働を基準に適正規模の範囲とする <主な資本装備> 種雄・交配・育成舎 妊娠豚舎 分娩・子豚舎 肉豚舎 自動給餌システム 4 基 飼料タンク 6 基 トラック 1 台 糞尿処理施設 堆肥舎・貯留槽・活性汚泥・土壌蒸散槽・発酵槽など <土地利用、技術等> ・優良種豚を定期的に導入する	高い肥育管理技術で、事故率 2% 以内に抑えるように努める 耕畜連携等により堆肥利用の促進を図る 飼料衛生管理基準に基づく衛生管理を徹底する	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する
13 酪農	<経営面積> 普通畑 500a (借入地 250a) <飼養規模> 総飼養頭数 65 頭 うち経産牛 45 頭 常時搾乳牛 40 頭 飼料畑 500a <農業労働力> 基幹的従事者 1 人 補助的従事者 2 人 臨時雇用 0.1 人	<経営の特徴> ・経産牛 1 頭当たり年間泌乳量 8,200kg 以上の高い能力を持つ牛を飼養する <主な資本装備> 搾乳牛舎 育成牛舎 堆肥舎 トラクター マニユアスプレッダー バキュームカー コーンハーベスター モアコンディショナー ローツベラー ライムソー <土地利用、技術等> 飼料作物を作付けして有効利用を図る	高い産乳量を維持するために、個体管理を十分に行う 飼料作物の基幹作業は、共同機械を利用して、減価償却費の削減を図る 良質自給粗飼料 (WSC 含む) の安定生産	ヘルパーを月 2 日間導入し、他産業並みの労働時間の実現を図る
14 養鶏	<飼養規模> 飼養数 37,000 羽 成鶏数 34,000 羽 鶏卵生産量 629,000kg <農業労働力> 基幹的従事者 1 人 補助的従事者 2 人	<経営の特徴> ・採卵専業経営で、飼養鶏はすべて育成業者から若鶏を導入する <主な資本装備> 成鶏舎 700 m² 集卵所 100 m² 鶏糞堆積舎 200 m² 鶏糞発酵機 1 基	16 週齢の若雌を 47 週間隔で導入し 91 週間飼育する 空舎期間は 3 週間で 94 週間を 1 サイクルとする 経営上必要なデータはパソコンで入	他産業並みの労働時間を実現するため、ヘルパーや補助労働者を確保する

		ケージシステム 1式 ダンプカー 1台 ショベルローダー 1台 フォークリフト 1台 ＜土地利用、技術等＞ ・鶏舎清掃、水洗及び消毒の徹底、鶏舎周辺への石灰散布の実施 ・鶏舎は陽圧式ウインドレスとする	力し、4週間毎に産卵成績及び経営の分析を行い、収益アップにつなげる 作業計画表を作成して、飼養管理と効率的な作業を行う 部門分担など、役割を明確にする	
--	--	---	--	--

集落営農

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1 普通作 (水稲＋作業受託)	〈経営面積〉 水田 3,500a (借入地 3,500a) 〈作付面積〉 水稲 15ha 飼料米 20ha 作業受託 水稲 20ha (3作業) 〈農業労働力〉 基幹的従事者 3人 補助的従事者 3人	＜経営の特徴＞ ・おおむね1集落内の農家から農地管理、機械作業を受託された担い手3件による集落営農経営である ＜主な資本装備＞ トラクター 2台 田植機 1台 自脱型コンバイン 1台 普通型コンバイン 1台 乗用管理機 1台 乾燥機 2基 フォークリフト 1台 トラック 2台 ＜土地利用、技術等＞ ・農地中間管理事業による農地集積・集約を図る。	組合の法人化を進め経営基盤の強化を図る 農繁期のピークを少なくするため、作業分散を考慮した作付計画 計画的な農機具、施設の整備を行う 機械・施設を効率的に使用し、減価償却費削減 構成員の役割分担明確化により、効率的作業に努める	

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標（法第6条第2項第3号）

本市で新たに農業経営を営もうとする青年等が、目標とすべき農業経営の基本的指標を示すと次のとおりである。

個別経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1 普通作 (水稲＋飼料用米)	<経営面積> 水田 1,000a <作付面積> 水稲（主食用米） 600a 水稲（飼料用米） 400a	<経営の特徴> ・親族からの継承を前提とした普通作経営 <主な資本装備> トラクター 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台	複式簿記張の実施による経営と家計の分離を行う 青色申告の実施 財務分析による経営診断の実施	農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 農繁期においても週1日程度の休暇を所得
2 施設野菜 (イチゴ)	<経営面積> 施設 16a <作付面積> イチゴ 16a	<経営の特徴> ・イチゴ専作経営 <主な資本装備> パイプハウス 16a 育苗ハウス 1棟 ウォーターカーテン一式 炭酸ガス発生装置	資金繰り、返済計画の作成と実行 労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施	
3 施設野菜 (トマト＋きゅうり)	<経営面積> 普通畑 20a (うち施設 20a) <作付面積> トマト 20a きゅうり 20a	<経営の特徴> ・共同選果場を利用した経営 <主な資本装備> パイプハウス 20a 灌水設備 1式 暖房設備 1式 トラクター 1台 動力噴霧器 1台		
4 施設野菜 (レンコン)	<経営面積> 水田 85a <作付面積> レンコン 85a	<経営の特徴> ・レンコンの専作経営 <主な資本装備> 水圧掘取機 1台 動力噴霧器 1台 管理機 1台		

5 露地 野菜 (ネギ)	<経営面積> 普通畑 90a <作付面積> ネギ 90a	<経営の特徴> ・ネギ周年栽培 <主な資本装備> トラクター 1台 育苗ハウス 1棟 ネギ移植機 1台 ネギ皮むき機 1台		
6 果樹 (ブルーベリー)	<経営面積> 樹園地 50a <作付面積> ブルーベリー 50a	<経営の特徴> ・直売(所)主体の果樹経営 <主な資本装備> 多目的防災網 直売施設 1棟 動力噴霧機 1台 草刈り機 1台		
7 果樹 (ブドウ)	<経営面積> 樹園地 50a <作付面積> ブドウ(雨よけ) 50a	<経営の特徴> ・欧州系品種を取り入れた直売主体の果樹経営 <主な資本装備> パイプハウス 50a 直売所兼作業所 1棟 スปีトスプレー 1台 運搬車 1台		
8 畜産 (肉用牛繁殖)	<飼養規模> 成牛 20頭 普通畑 1.7ha <作付面積> 飼料用とうもろこし 1.7ha 稲わら集荷面積 2.0ha	<経営の特徴> ・親族からの継承を前提とした肉用牛繁殖経営 ・堆肥交換により稲わらの確保に努める <主な資本装備> 畜舎 堆肥舎 トラクター ショベルローダー コーンハーベスター コーンプランター マニユアスプレッター ロータリープラウ ライムソワー 動力噴霧器 給餌用ワゴン	複式簿記張の実施による経営と家計の分離を行う 財務分析による経営診断の実施 青色申告の実施 資金繰り、返済計画の作成と実行 労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施	農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 農繁期においても週1日程度の休暇を取得
*農地は全て借地とし、農業労働力は本人+臨時雇用とする。 *機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し1/2は償却済みとした。 *家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。				

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項（法第6条第2項第4号）

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市は、効率的かつ安定的な経営体を育成するため、生産方式の高度化・先進化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者や認定新規就農者が活用できる支援を積極的に促進するとともに、県や農業協同組合等と連携して、研修等への参加を促進する。

さらには、各種団体との交流を図り、農業者同士の交流を促進する。

2 就農等希望者の受入れから定着に向けたサポートの考え方及び取り組み

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、関係機関と連携して、就農希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識の習得に向けた研修の実施、必要となる農業用機械等の取得など、就農後の定着に向けて、必要となるサポートを一貫して行う。

さらには、新たに農業経営を始めようとする青年等については、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、市が認定することで、青年等就農資金や経営体育成事業等の国県の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着や経営発展に取り組む。

その後、農業経営改善計画の策定を促し、市が認定することで、さらなる支援策を活用できるように取り組む。

3 関係機関での役割分担、連携、情報共有

本市では、生産活動の主役である農業者を中心に、本市、農業公社、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、県央農林事務所経営・普及部門等の関係機関が連携・情報共有を行い、一体となって施策に取り組む。

関係機関等の役割

関係機関等	役 割
農業者	・「地域計画」に基づく地域農業の推進 ・地域営農の担い手の育成 ・地域の農地、環境保全活動の実施 ・都市住民との交流
市	・農業経営基盤強化促進事業等の総合的な実施 ・関係者、関係機関等の連携と活動支援 ・担い手の育成、支援 ・新規就農の確保、支援 ・地域における話合いの促進
農業公社	・農地の集積、集約（農地中間管理事業） ・地域における話合いの促進
農業委員会	・農地法に基づく農地の適正な利用の推進 ・遊休農地の調査 ・農地情報の収集、提供 ・地域における話合いの促進
農業協同組合	・営農指導、農業経営の支援 ・地域農業の牽引 ・地域における話合いの促進
土地改良区	・土地改良事業、施設改修の実施

	・地域における話合いの促進
県央農林事務所 経営・普及部門	・経営診断、生産方式や経営管理の合理化等の支援 ・担い手の育成、支援 ・新規就農の育成、支援

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項（法第6条第2項第5号）

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

国では「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）において、担い手が利用する農地面積の割合を2013年度の5割から2023年度までに8割に引き上げる目標を設定し、この推進団体として、2014年度に各都道府県において農地中間管理機構を設置するとともに、各都道府県の集積目標についても国が設定することになり、茨城県については、2013年度の基準農地集積率（26.2%）を10年後に2.5倍にするとの考えから、10年後の2023年度に66%とする目標を設定し、農地中間管理機構を中心に農地の集積・集約化の取組を進め、担い手への農地集積率の向上を図ってきたところである。

その結果、茨城県の担い手への農地集積率は、2013年度の23.5%から2023年度には、41.3%へ上昇し、10年間で17.8ポイント増と全国6位の高い伸びとなった。一方で、2024年度の集積率は42.3%（全国27位）にとどまっており、更なる農地の集積・集約化が必要な状況にある。

こうした点を踏まえ、今後は農業従事者の高齢化に伴う農地の委託希望が増加することが見込まれる中、これまでの茨城県の集積率の実績に加え、所得向上を目指す農業経営体や異業種企業等への農地の集積・集約化に意欲的な地域を県、市町村等が一体となって重点的に支援する政策誘導効果を総合的に勘案し、2035年度における担い手への農地の集積率の目標を66%以上とし、農地の集積・集約化の更なる進展を図る。

市では、令和7年3月に策定した「地域計画」を、地域計画座談会などの協議の場を開催し、農業者や関係機関の意見を聴取し、実行性のある計画に随時更新する。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

（1）農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

（2）今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手の育成を図るとともに、それらの者への農地の利用集積を推進するため、地域計画の策定を通じて面としてまとまった形での農用地の集約化を進める。

（3）関係団体等との連携体制。

本市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、小美玉農業公社等が連携し、地域計画の策定を通じて地域の合意形成を図る。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項（法第6条第2項第6号）

本市は、茨城県が策定した「茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 農地中間管理機構の特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

（1）協議の場の設置方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の公報やホームページへの掲載に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用して周知を図る。

参加者については、農業者・市・農業委員・農地利用最適化推進委員・農業協同組合・小美玉農業公社・土地改良区・県・その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。

（2）地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

（3）地域計画の更新の進め方

市は、令和7年3月に策定した地域計画の更新に当たって、県・農業委員会・小美玉農業公社・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、地域計画に基づいた利用権の設定や目標を達成するためとるべき必要な措置等について進捗管理を毎年実施し、担い手への農地の集積・集約化を推進する。併せて、意欲ある担い手等に対して儲かる農業の実現に必要な支援策を展開し、農地の耕作条件の改善、ICT等の先端技術を含めた機械・施設の整備など農業経営の規模拡大や効率化を促進し、持続可能で生産性の高い農業経営の確立を目指す。

2 農地中間管理機構の特例事業の実施の促進に関する事項

- （1）本市は、県下一円を区域として農地中間管理機構の特例事業を行う県公社との連携の下に、

普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の推進を図る。

- (2) 市、農業委員会、農業協同組合、小美玉農業公社は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、協議の場や地域計画の修正等を通じ、地域農業関係者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来たさない限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6－1号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人または特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行い効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に規定する要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めると

ころに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、特定農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、茨城県県央農林事務所経営・普及部門、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（県公社）、小美玉農業公社等の指導、助言を求めてきたときは、小美玉市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、農業農村整備事業管理計画に基づき、農業生産基盤整備・農村整備・農地等保全管理の促進を通じて、農業環境の改善を図り農業経営の効率化・安定化を図る。

イ 本市は、水田活用ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を

通ずる望ましい経営の育成を図る。

ウ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資するように配慮する。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、県央農林事務所経営・普及部門、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、小美玉農業公社その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の方策について検討するとともに、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び小美玉農業公社は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、小美玉市地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力することに努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、茨城県知事の同意の日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、令和5年9月4日に変更する。

附則

- 1 この基本構想は、公告の日から施行する。